

# グループホームたらみ運営規定

## (事業の目的)

有限会社ムツミサプライが開設する指定認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要介護状態にある認知症高齢者に対し、家庭的な生活環境の中でできるだけ自立し、快適な生活が送れるよう、適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 1 家庭的な雰囲気と、慣れ親しんできた生活にできるだけ近い環境の中で、少人数（9人）の認知症高齢者が、共同入居者、介護従事者と共に生活することで、リハビリへとつながり認知症進行を緩和させ、家庭、地域また、新たに共同生活していく人達との親しみのある人間関係を築きながら、快適な生活が送れるよう、支援、援助を行う。
- 2 事業の社会的意義と責任を深く認識し、サービスの質の評価を行い、その都度、改善を図りながら、ご利用に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するよう努める。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## (事業所の名称)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 グループホームたらみ

所在地 長崎県諫早市多良見町化屋1235番地

## (建物の概要)

都市計画法上の用途地域 第一種低層住居専用地域

建物形態 グループホーム単独型

建物構造 鉄骨造り一階建て

敷地面積 2482.34m<sup>2</sup>

建物面積 562.51m<sup>2</sup>

居室面積 約11m<sup>2</sup>（約8.2畳）

(協力医療機関)

医療法人社団 淳生会 慈恵病院

(内科・外科・放射線科・消化器科・リハビリテーション科・肛門科・呼吸器科・循環器科)

かわい歯科クリニック

(歯科)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

第一ユニット

職種	人数	職務内容
管理者 (第2ユニット と兼務)	1名以上	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たるものとする。
計画作成担当者 (介護員と兼務)	1名以上	介護サービス計画作成、モニタリング、評価。 利用者、家族への相談援助。
看護師 (介護員と兼務)	1名以上	利用者の健康管理、急変時の対応・指示等、看護及び介護に従事する。
介護従事者 常勤 非常勤	5名以上 1名以上	サービス計画に基づいて、利用者の処遇、環境衛生業務に従事する。

第2ユニット

職種	人数	職務内容
管理者兼 (第1ユニット と兼務)	1名以上	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たるものとする。
計画作成担当者 兼 介護支援専門員 (介護員と兼務)	1名以上	介護サービス計画作成、モニタリング、評価。 利用者、家族への相談援助。
介護従事者 常勤 非常勤	5名以上 1名以上	サービス計画に基づいて、利用者の処遇、環境衛生業務に従事する。

(利用定員)

第1ユニット 9名

第2ユニット 9名

(認知症対応型共同生活介護の内容)

指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

1. 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
2. 日常生活の中での機能訓練
3. 日常生活上の世話
4. 相談、援助 等

利用者に強制することなく、自分らしく快適な生活を送ってもらい、自分の判断で、少しでも自立した生活を過ごしていただくため、一緒に食事を作り、掃除をし、買い物等、日常当たり前の暮らしを共に行いながら、ホーム内で共に生活していく利用者の方々、また職員が、1つの家族として生活していく環境つくりに努める。年間、四季に応じた行事、家族、地域との交流を行うものとする。

#### (利用料等)

指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、利用料及びその他の費用の額は、グループホームたらみ利用料金表に準ずるものとする。(別紙1参照)

#### (利用料金の支払い)

- ・ 支払いは、翌月のサービス利用料及び居室の提供料等を、当月10日～20日までに支払うものとする。
- ・ 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて、計算した金額とする。

#### (入居にあたっての条件)

- ① 要支援2以上の被認定者であり、医師の診断書等で認知症の状態であること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障のない方
- ③ 自傷他害の恐れがない方
- ④ 本契約書に定めることを承認し、事業所の運営方針に賛同できる方

#### (退居にあたっての条件)

- ① 要介護認定により、自立または要支援1と判定された場合
- ② 利用者が医療機関での入院治療が必要になった場合
- ③ 伝染病疾患により、他利用者に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師がみとめた場合
- ④ 契約者による利用料等を正当な理由なく支払われない場合

#### (入居にあたっての留意事項)

- ・ 利用の前に、あらかじめかかりつけの医療機関にご相談ください。
- ・ 入居に際し、医師の紹介状、(ある方は、看護(介護)サマリー)を、事前に準備してください。
- ・ 面会については、原則として面会時間午前9時～午後8時までとなっております。面会時には、事務所にある面会簿に、必ずご記入ください。
- ・ 家族の宿泊もできますが、事前に連絡してください。
- ・ 外出・外泊については、原則として家族の方付き添いが条件となります。ホームからの外出時間ならびに帰宅時間は、午前10時～午後7時の間にお願いいたします。
- ・ 持ち物については、必ず氏名をお書きください。
- ・ 貴重品等は、事務所でお預かりいたします。
- ・ 電気製品の個人での持ち込み利用については、必ず申し出てください。
- ・ 喫煙に関しては、指定の場所でお願いします。居室での喫煙は禁止です。
- ・ 飲酒に関しては、たしなむ程度(コップに1杯程度)。

#### (衛生管理等)

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (業務継続計画の策定等)

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、誘導灯、ガス漏れ警報機、自動火災報知設備等、消防法に基づく設備。
- ・ 防災訓練 年2回

(緊急時の対応)

サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要と判断した場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(重度化した場合における対応)

急性期における医師や医療機関との連携体制については、当グループホームは協力医療機関である慈恵病院との連携により、365日、24時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応することができる体制をとっている。

入院期間中における当ホームの居住費や食費の取扱いについては、医師と相談により、早期退院の見込みがある場合は、居室の確保のための居室料のみいただきます。食費については実食のみ算定し、入院期間中はいただけません。

看取りについては、本人及び家族の意向を出来る限り尊重し、主治医とも相談の上、医療機関での対応の必要性が薄いと判断された利用者につき、当ホームの管理者及び看護師を中心に利用者または家族の支えともなり得るよう、身体的・精神的支援に努めます。その場合、医師からの説明を受ける場を設け、ご家族の同意を得られることを条件とする。

(身体の拘束等)

- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - 1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果につ

いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

#### (就業環境の確保)

事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

- 1 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 繼続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、就業規則の内容とする。

- 3 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

この規定に定める事項外、運営に関する重要事項は、有限会社ムツミサプライと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規定は、令和元年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和6年 4月 1日 一部改正する。

この規定は、令和7年 4月 1日 一部改正する。